

二、江戸時代における神社および寺院の法人格について

石 井 良 助

(創価大学)

私は、日本法制史を勉強しておりまして、その中でどうしても神社・寺院の法制史を研究しなければならないと思っておりますけれども、なかなかそれをやるきっかけがございませんでした。ところが、日光で輪王寺と東照宮との間で明治以来七堂塔の所有権が争われておりましたが、昭和三十年に輪王寺が、七堂塔の所有権保存の登記をいたしました。三十七年に東照宮の方から、所有権確認および右登記抹消の訴を提起しました。その時に私は宇都宮の地方裁判所から頼まれてまして、鑑定書を書いたのですが、寺院と神社の法人格の問題を研究せざるを得なくなつたのであります。宇都宮の地方裁判所は、だいたいの私説を入れてくれました。七堂塔の内の一番重要なものは、五重の塔、それから薬師堂です。薬師堂は以前は、本地堂と言いました。本地堂というのは、徳川家康は仏がかりに姿を現わした権現であるとしまして、そのもとになるのは、その薬師様であるというので、そのお堂をもと本地堂と呼んだのです。薬師堂には鳴き竜の天井絵がありまして、手を叩きますと、反響して音がするので、この手ばたき料が輪王寺にしましても相当な収入の源泉になっているわけなんです。神社である東照宮が、なぜ仏寺に固有の薬師堂

をほしがるのか具体的に知りませんが、こういう事も関係あるのではなからうかと勝手に推測しているわけですが、もう一つ輪藏というのがあります。輪藏は経藏であります、中でお経がぐるぐる回る台の上に収められておりますので、輪藏と言います。五重の塔と薬師堂と輪藏、この三つが一番重要であります、そのほかに社務所(陽明門内)、鐘楼、鼓楼、朝鮮鐘があり、これらを総称して七堂塔と呼びます。

第一審の判決では、明治初年に、今申し七堂塔が全部、輪王寺の物であるという事は認めました上で、社務所・鐘楼・鼓楼および朝鮮鐘については、輪王寺のものであったけれども、この四つは東照宮が時効によって取得したものとしました。この時効論はいまいな説明なんです、それは別として、結局、輪王寺は三つだけでもいい物を得た。東照宮は数は四つだけでも余り重要でない物を得た、と言うことになったのです。それに対して両方とも控訴いたしました、東京高等裁判所で、裁判があつたのですが、その裁判の結果、東照宮は、全勝でありまして、輪王寺は全敗だったので。結局、私が何回か鑑定したり、その後何回か意見書と言うものを出しましたけれども、それらは、全然無視されたのです。石井の説は、だめである。というわけになったのです。輪王寺の方で、上告しました。私は弁護士ではありませんのでよく知りませんが、弁護士の方で上告理由書など書いたのだろうと思いますが、そこで、最高裁判所から、口頭弁論を行なうという通知が輪王寺に來たのです。普通、上告を棄却する場合には、ごく簡単に棄却するという通知があるのだそうですが、口頭弁論をやるといふことは、前の裁判の判決が不充分だった事を認めたのではないかと私は思っております、それは別として、第一回の口頭弁論の日に、最高裁判所では、職権で和解を勧告したのです。輪王寺も、東照宮も和解を承諾しました。しかしそれ以来、二年半ぐらいになるので、なかなか和解が成立しない。裁判所の方では、栃木県知事に調停を頼んだそうですが、それでもだめだったので。そこで和解が出来ない以上は、裁判が行なわれる。どういふ風に行なわれるか、私にはわかりませんが、

とにかくそういうことになるのではないかと思っています。

そういうわけで私の主張は、全部認めないという高等裁判所の判決がありました。私は、私の説が絶対正しいとは思っておりませんけれども、全然だめであるという裁判所の見解は、承服できませんので、国家学会雑誌（八七巻七・八、九・一〇合併号、拙著『日本団体法史』所収）に「江戸時代における寺院の法人格」という題で論文を書きました。今度、宗教学法会ができるにつきまして何か話をせよということなので、その事について申し上げたいと思います。

まず神社がありますが、神社および寺院の法人格について、私は上記の論文を書きましたけれども、論文は一般論として書いたのでありまして、判決に対する批判は注の中で述べました。私の先生の中田博士は江戸時代の神社は皆法人であるという風に言われたのですけれども、江戸時代の神社にもいろいろなものがありまして、中に小社というものがあります。そういうものは、どうも法人だったとは考えられないので、神社はすべて法人とは言えないだろうと言う事をまず書きました。次に東照宮は、神社ではなくして、徳川家康のお墓であるということはこの論文で書きました。これは、もちろん第一審の時にそういう風に鑑定したのですけれども、高等裁判所はこれは認めませんでした。つぎに寺院については、私は、一山体制について書きました。「一山」というのは、江戸時代の寺院の制度を研究するのに極めて重要な事だと私は思うのでありますけれども、仏教辞典にも、「一山」という項目はなく、中村元さんの仏教語の大辞典にも「いっさん」は載っていません。最近、吉川弘文館から国史大辞典が出ていますけれども、これにも「一山」という項目は載っていないのです。ですから宗教、仏教学者でも一山は完全に無視しているのであります。ところが大きな寺院になりますと、一山という事を無視しては寺院の体制というものは考える事は出来ないのだらうということを、わたくしは申したのであります。

そこで、神社については先程の小社の事は、特に申し上げなくてもおわかりになると思いますので、次に日光の東

照宮が神社でなかったということを証明してみたいと思います。それもいろいろな史料で証明できるのですが、一番簡単なのは、この東照宮は、寛永二年に徳川家光が作ったのですが、家光は、東照宮の事を「御廟」と呼んでいることです。それは、かれがそう呼んでいるのですから、間違いないのですが、江戸時代で御廟といえは墓のことです。ところがある方の説によりますと、御廟というのは、中国では、お墓の事ではない、祖先を葬る所ではあるが、お墓ではない、奈良時代でもそうである、だから江戸時代でも御廟は、お墓ではないと言うことをいわれましたし、高等裁判所の判決でも御廟が墓である事は、絶無ではないけれども、とか何とか書いています。しかし、たとえば、高野山で弘法大師の御廟といえは、お墓の事に決まっていますのでありまして、大名の墓などは、たいがい大きな寺院にあります。これを御廟と呼んでいるのであります。それから農村でも、農民が自分たちのお墓を御廟と呼んだ例が残っているのでありまして、江戸時代では絶無どころではなく、相当広く御廟という言葉は、お墓という意味に使っていたのです。でも裁判所では、そういう事を絶対認めないのです。日光の東照宮が御廟として墓であった事の一面白い証拠は、新井白石が、江戸幕府で大きな権力を振っていた時代に、かれが御廟について出させた法令があります。これは、御触書集成にもちゃんと載っているのですが、正徳三年の法令に「只今まで御仏殿御堂と申し来たり候を、向後御霊屋と相唱之」とあり、その次に、これが大切なのでありまして、「御廟と申し来たり候を御宝塔と唱え申すべく候」と、言っているのです。宝塔というのは何かと申しますと、徳川家康のお墓が宝塔なのであります。宝塔というのは一つの塔の形式でありまして、徳川家康の墓が、宝塔でありましたので、それ以後、歴代の將軍の墓が皆、宝塔の形をとっているのです。新井白石は、国語学の方でも立派な学者でありまして、中国ではお墓ではない廟を、日本でお墓の意味に使っているのは、けしからんと、彼は思ったのでしょう。そこで「これまで御廟と申し来たり候を御宝塔と唱え申せ」すなわちお墓と申せという法令を出したわけなのです。この法令はあまり実行力

はなかったのですが、しかしかが、当時、御廟と言うのはお墓であるという事を知っていたという一つの有力な証拠になります。元祿二年に東照宮は根本修理を行ないましたが、その時の老中への伺い書きにこのように書いてあります。「御廟の御拝殿は、土台部取り替え候儀に御座候間、早速、取り片付け然るべく存じ奉り候。」御廟の御拝殿と書いてあるのですが、これは東照宮の拝殿ではないのです。「土台部取り替え候儀に候間、早速取り片付け」というようなことは、東照宮の拝殿についてはそう簡単に出来るわけがないのでありまして、東照宮の建物の後に、家康のお墓があります。そのお墓の前に拝殿があるのです。それで御廟の御拝殿と言うのは、そのお墓の御拝殿の土台を取り替えたいから早速、取り片付けるべきであるということを書いてあるわけなのです。そういう点から見ましても、幕府では、御廟はお墓という意味に使っていた事ははっきりしております。東照宮は、明治になりましたから神社になった事を決して否定するわけではないのですが、江戸時代の東照宮がお墓であった事は、私は、間違いないと思うのであります。例えば、將軍が日光に参詣する時には、御宮の奥院と御霊屋の奥院に参拝します。御宮というのは東照宮です。御霊屋というのは、徳川家光の御廟のある建物です。両者の奥の院も共に参詣するという事でありまして、これもやはり御廟がお墓であることの証拠であります。そこで日光に徳川家が、これは明治以後もそうでありますけれども、参拝される時には、いつでも輪王寺に泊まられて東照宮に泊まる事がなかつたのです。東照宮はお墓だから、そういう所には泊まらなかつたのだらうと思えます。そこで満願寺と東照宮との関係ですが、輪王寺というのは、明治になってから、輪王寺と名前を直したのでありまして、江戸時代には、後に述べるように、日光には日光山ともいわれた満願寺という組織があつたのであります。ところが、高裁の判決では、満願寺は明治の初めにできたものであつて、それまでは全然満願寺はなかつたと言うのです。そんな事を言つた人は誰もいないのでありまして、東照宮のために鑑定書を書かれた辻達也氏でも、寛永二年に東照宮が出来るまでは満願寺があつた。ところが東照宮

が出来た以後は、満願寺はお寺としては解体して、宿坊、宿舎みたいなものですが、高野山の中に沢山ありますが、ああいうものになってしまったので、お寺ではなくなつたんだと主張されておりまして、満願寺ははじめからなかったとはいっておられないのです。しかも東照宮ではそれを主張したわけではないのに、裁判所では、昔から未だかつて、満願寺というものはなかったというような事をいい切っているわけです。はじめ徳川家康は、日光領というものを寄進したのでありますが、元和六年の寄進状に「共に以つて全く、社納あるべし」と書いてあるのです。寺院に寄進する場合には、「寺納あるべし。」と書くのが普通なのですが、これは「社納あるべし」と書いてあります。そこで、この寄進は東照宮になされたのだという説も出るわけですが、この文章はどういう意味かと申しますと、これは、輪王寺に寄進して、輪王寺はそれからの収益を以つて東照宮の費用に当てよ、という意味でありまして、こういうことは他にもいくらでも例があるのであります。たとえば、讃岐の琴平宮には、江戸時代には、社人は一人もいないので皆、社僧という坊さんが管理していたのであります。輪王寺にも社僧はいるのでありますけれども、東照宮には社人は一人もいないのでありまして皆、輪王寺の坊さんが東照宮の御祭りをしておりました。だから仏教のお経を読んでその御祭りをしたのでありまして、祝詞などをあげる事はどうもなかったようであります。そういうわけで、東照宮の維持管理は勿論、祭礼の費用も全部満願寺に寄進したその土地の収益から出せという事が、「全く共に以つて社納あるべし」ということなのです。その他にも、たとえば、筑波山神社も江戸時代の初めから別当寺といいますが、その寺の方で管理して、初めは神人は一人もいなかったのです。そういう例は他にもあります。ですから東照宮も社人は一人もいなくてもおかしくないのです。筑波山神社などでは、どうしても神事的な事をやらなければいけない時には、近所の神社の社人を借りてきたという事を言っております。そういう例で、東照宮の費用は皆、輪王寺に対する、江戸時代ですから満願寺に対する寄進の所領、江戸時代を通じますと一万三千六百石ぐらいあるわけですが、そ

の収益の内から出すべきであるというのです。これをどういう具合に使うかという事を詳しく書いてある記録もちゃんと残っているのです。ですから、社納あるべし、とあるからといって、決して当該寄進地か東照宮に寄進されたものであるというわけにはいかないのでありますが、どうも裁判所は社納あるべしとあるから、これは東照宮に寄進されたものであるという風に考えたように思われるのであります。そこでもう一つ重要なことは、高裁は、日光山という言葉は、山岳としての日光山の事であって、満願寺の事ではないと断定をしていることです。これがまた、大きな間違いなのであります。日光山に対する幕府の法令がありますが、その中には、「当山門跡」と書いた所があります。当山というのは日光山という意味ですが、日光山という山岳に門跡があるわけがないのであります。当山門跡というのは、満願寺の門跡という意味に他ならないのであります。それで普通、満願寺のことを「一山」ともいいました。一山が即ち満願寺であります。この場合の満願寺はいわゆる寺院ではなくして、日光にある天台宗の寺院を管理するかれらによって組織された団体です。この組織は何も満願寺にだけあったのではございませんので、江戸時代の大きな寺院については皆そうなのであります。高野山金剛峯寺と申しますが、江戸時代に金剛峯寺というお寺があったわけではないのです。これは、一山である高野山の事を金剛峯寺とも言ったのです。寺というのは元來役所の事ですから、真言宗の高野山にある寺院を管理するための団体を金剛峯寺とも高野山ともいったのであります。江戸時代に高野山という山には金剛峯寺などというお寺はなかったものであります。今行くとありますけれども、あのお寺は、明治元年にできたものであります。比叡山に行きましても、比叡山延暦寺などと言いますが、延暦寺などというお寺はないのです。また、浅草寺といいますが、浅草のあそこへ行っても浅草寺などというお寺はないのであります。浅草にある天台宗のお寺を管理する組織がすなわち、浅草寺であります。天台宗で申しますとその管理事務所を本坊といいますが、浅草では、伝法院というのが本坊でありまして、同院が浅草にある天台宗の寺院を全部管理する

事務所ということになります。この何山何寺という場合、山号と寺号とどちらを呼ぶかというところ、これはもう慣習で決まっているわけでありまして、何々寺としか呼ばない例もあります。醍醐寺というのが京都の南の方にあります、あれは昔から醍醐寺と言いまして、深雪山という山号があるのですが、その山号で呼んだ例はほとんどないようであります。いつでも醍醐寺ですんでしまっているのです。高野山とか比叡山などは幕府の法令を見ましても高野山とか比叡山という場合もあります、金剛峯寺とも言っておりますし、また延暦寺とも言っているのです。ところが、幕府では日光については必ず日光山と言いまして、満願寺と言わなかったのですが、これはなぜかと申しますと、あそこは宮門跡でありまして、宮様が門跡になってくるわけです。だから幕府の方ではこれを、何々寺という事を遠慮いたしまして、日光山と言ったのだらうと思います。上野に寛永寺という寺がありますが、あれもあそこ山号は、東叡山と云うのです。東叡山というのは、京都の東に比叡山がありますのと同じように、江戸城の東の方にある山を東叡山と言ったのでありますけれども、幕府の法令を見ましても寛永寺と言った例はほとんどないのであります、いつでも東叡山と云っております。東叡山に訴えたらどうか何とか書いております。宮様(輪王寺宮)は日光の門跡を兼ねていますが、普通は、上野にいたのであります、用がある時に日光に行つたのです。宮様でありますから、幕府はこれを尊重して、寛永寺とか、満願寺とか言わないで、東叡山、日光山という風に言つたのであります。それを高裁の裁判長が勘違いをして、東叡山について、あそこにはたいした山はないけれども、それは東叡山という山の事であると思ひ、日光山についても同じく、日光山という山のことだといふ風に勝手に決めてしまつたのです。満願寺がなかったなどとはとんでもない話して、平安時代の記録にもちゃんと満願寺という名称が残っているのです。そういうわけで高等裁判所では私の説を、全然認めなかったわけですから、さきほど申した論文を書いたわけであります。とにかく、私は、高裁の判決は完全な間違いだと思つてゐるわけであります。

さて、輪王寺の訴に対して、最高裁判所が口頭弁論を開始すると決めたのです。どういうわけで最高裁判所がそういう事にきめたか、そこまでは知らないのですが、私が国家学会雑誌に上記の論文を書きました時に、弁護士さんやなんか、最高裁に抜き刷りか雑誌を送ったとかいっておりますから、あるいはそれを見て下さったせいかと思っておりますけれど、これも証拠のある事ではありません。いずれにしても最高裁では口頭弁論が再開されて、第一日に職権で和解が勧告されたのです。それで東照宮と輪王寺両方とも、和解を承諾したわけなのです。しかし、東照宮は何しろ全勝し、輪王寺は全敗したのだからでしょう。和解の手続開始の時から二年以上経っていると思えますけれども、東照宮は輪王寺の承諾した和解に応じないというわけなのです。絶対に応じなければ、裁判をするより仕方がない事になるのではないかと考えます。私は、七堂塔の事件は裁判で解決するのがいいとは思っていないのです。なんとか和解が成立しないかと考えています。日光の山内の大きな道を、真っすぐ行きますと、東照宮にぶつかると。その手前の左側に輪王寺の本坊があります。隣同志ですから仲良くしていかなければならないわけでして、東照宮が和解に応じてくれたら良いのになあと言う事は感じておりますが、高等裁判所の判決だけはどうしても私は、承服できない立場にあるのです。そういう事を私の説の結論として、主要な論拠だけを申し上げたわけでございます。